

告 示

埼玉県告示第三百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク坂戸八幡店

埼玉県坂戸市八幡二丁目八百三番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）出入口ナンバーについては、手前交差点からの距離も短く、踏切も近くにあることから現在も混雑しています。緊急車両や市民バスの通過もあることから、右折入庫対策を含め渋滞対策及び事故防止対策について適切な対応をお願いします。

（二）出入口の緑化に当たっては、見通しの確保に配慮してください。

（三）児童生徒の登下校時の安全確保、対策を講じてください。

（四）深夜営業もあることから警備員の配置や青少年健全育成推進店への積極的な加入等、非行防止に配慮してください。

（五）開店後においても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす事案が発生した場合には、速やかに関係機関と協議するとともに適切な対策を講じてください。

二 縦覧期間

平成二十六年三月十一日から平成二十六年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター